

市川市監査委員告示第2号

令和2年度財政援助団体等監査の結果に  
関する報告及び監査委員の意見の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第  
7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に  
関する報告及び監査委員の意見について、同条第9項及  
び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年3月30日

市川市監査委員	菅原卓雄
同	白土英成
同	稲葉健二
同	宮本均

## 令和2年度財政援助団体等監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

- (1) 地方自治法第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲

平成 29 年度、30 年度及び令和元年度における出納その他の事務（必要に応じて令和 2 年度及び過年度分も対象とした。）

- (2) 対象団体及び部署

- ① 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団（補助団体、出資団体）
- ② 水と緑の部 公園緑地課（補助団体、出資団体所管部署）

- (3) 団体の概要

- ① 設立経緯及び目的

昭和 61 年 10 月、広く市民等の積極的な参加と協力により緑地の保全及び緑化の推進を図り、もって健康で快適な潤いのある環境づくりに資することを目的として、「財団法人市川市緑の基金」が設立された。

その後、更なる飛躍を目指し、緑地保全と花と緑の普及、推進によって、健康で潤いのある市民生活の実現、美しい都市景観と温かい地域社会の形成、持続的な地球環境の保全に貢献することを目的として、平成 25 年 4 月 1 日に「公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団（以下「財団」という。）」に移行した。

- ② 事業内容

- ア 基本財産の造成、管理及び運用
- イ 緑地保全及び花と緑の増進に関する思想、知識、技術の普及及び啓発
- ウ 樹林地、農地、草地、水辺地等の緑地の保全
- エ 公共施設をはじめ街における花と緑の普及促進
- オ 花と緑のまちづくりに関する指導及び助成
- カ 花と緑のまちづくりに関する人材育成
- キ その他上記事業を達成するために必要な事業

- ③ 補助対象事業

市が補助金交付要綱を定め、財団が行う以下の事業に要する経費に対し、補助金を交付している。

- ア 花と緑の助成事業

- ・生垣の設置又は生垣への植栽に要する費用を助成する事業
- ・屋上その他建物の緑化に要する費用を助成する事業
- ・花壇等の設置又は花壇等の植栽を行う個人に対し、その費用を助成する事業
- ・駐車場の緑化に要する費用を助成する事業
- ・花壇作りを行う団体に対し、その費用を助成する事業
- ・自治会等花苗支援団体として市の登録を受けた団体の活動を支援する事業

イ 花と緑の保全及び緑化の推進事業

- ・花と緑の講座を開催する事業
- ・緑のボランティア団体として市の登録を受けた団体の活動を支援する事業

ウ 花と緑の普及及び啓発事業

- ・市川ガーデニングクラブとして市の登録を受けた団体の活動を支援する事業
- ・催し物等の開催に関する事業
- ・桜並木を整備する事業

### 3 監査の着眼点

(1) 補助団体

(財団関係)

- ① 補助事業は、市の補助基準に従って実施されているか。
- ② 補助金に係る会計経理は適正か。
- ③ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(所管部署関係)

- ① 補助金の交付決定は、規則等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱で定める交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ③ 補助金の額の算定、及び交付の方法、時期、手続等は適正か。
- ④ 補助金の効果及び履行の確認は、実績報告書等により適切になされているか。
- ⑤ 財団への指導監督は適切に行われているか。

(2) 出資団体

(財団関係)

- ① 定款、経理規程等は整備されているか。
- ② 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ③ 経営成績及び財政状態は良好か。

- ④ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

(所管部署関係)

- ① 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ② 財団の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

#### 4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和2年11月1日から3年3月29日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和2年11月1日から3年1月27日までの期間、財団の事務室等において実施した。

② 監査委員監査

令和3年2月5日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

#### 5 監査の結果

所管する事務事業は、下記の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

<p>※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分</p> <p>指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）</p> <p>指導事項：軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められる事項等</p>
---

(1) 財団に対する指摘事項

① 契約事務について

財団の業務委託契約について、財団の財務会計規程では、指名競争入札または随意契約の方法によると規定されており、随意契約の手順書として、業務委託等随意契約実施要領（以下「要領」という。）等を制定している。

しかしながら、現状は競争入札を実施しておらず、全ての委託契約は随意

契約により締結されており、その契約事務においても、複数者の選定や予定価格の設定がなされていないなど、要領に反する事例が散見された。

そのため、財務会計規程や要領等を順守するとともに、競争性及び効率性を発揮できるよう運用、要領の両面の見直しを検討し、適切な契約事務を行われたい。

## ② 会計経理事務について

財団の会計経理事務については、前回（平成 26 年度）の監査において、発注者と出納員両面の任を受ける事務局長が適切に決裁や確認を行い、内部牽制機能を強化するよう指摘した。

しかしながら、今回の監査においても、現金収納時や、物品等の発注前、納品時、支払前等での事務局長による決裁は行われておらず、現金預金の残高照合における承認行為の記録も存在しなかった。

また、財団の財務会計規程に反する事例として、支出伝票及び収入伝票の未使用（同規程第 8 条第 2 項に反する。以下同じ。）、収納金銭の銀行預入れの未実施（第 19 条）、例外的に認める現金支払いの常態化（第 21 条）、物品台帳の未整備（第 29 条）、毎月末に作成する試算表の理事長報告の未実施（第 34 条）などが散見された。

このように、会計経理事務の内部牽制は健全に機能しておらず、事故や不祥事等の発生リスクが高い状態であることから、財務会計規程を順守することはもちろん、事務局長が中心となって事務全般を見直すことにより、適切な会計経理事務を行われたい。

## (2) 指導事項（監査結果報告には件数のみを記載）

区 分	件 数 (財団)	件 数 (所管部署)
歳 入	0	0
歳 出	0	0
財 産	2	0
補助金	1	4
契 約	0	1
公 金	0	0
文 書	0	1
その他	1	0
合 計	4	6

## 6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

### (1) 財団に対する意見

#### ① 基本財産の運用について

財団は、平成 30 年度から有価証券の保有目的を変更し、基本財産の運用対象である債券を従前より積極的に売買することにより、収益の確保に努めている。その際、債券の選定基準として、基本財産のうち市の出資金の範囲においては安全性を重視する一方、それ以外については、好条件の債券に限り、ある程度リスクは許容するとしている。事実、令和 2 年 10 月時点における運用状況は、保有債券の評価額は額面に対して約 5,000 万円の増、年間の利息収入は約 3,000 万円と成果を挙げている。

しかしながら、資産運用の実務は、高度かつ専門的な知識や経験等が必要であることから、蓄積されたノウハウや知識経験が継承される体制を整備するとともに、安全確実な運用に努められたい。